

満員御礼により第3弾、追加開催!

「労務管理」基礎講座のご案内

～4月1日「働き方改革」法改正で企業がやるべきこと～

2019年4月1日働き方改革関連法が施行されました。残業の上限規制、年休5日強制取得には法違反に罰則も規定されています。厚労省、労基署は、法令遵守の取り締まりを強化しています。県内でも労基法違反で書類送検の事例が散見されます。企業が今何をすべきか?を労働法の基礎から分かりやすくレクチャーします。

***** 実 施 要 項 *****

- ◆日 時 2019年 7月 16日(火) 午後2時～4時
- ◆場 所 浦添市産業振興センター 結の街 3階大ホール
- ◆講 師 社会保険労務士 堀下 和紀 先生
- ◆受 講 料 会員 1,000円 非会員 4,000円
- ◆定 員 100名(定員になり次第、締め切りますのでお早めに!)
- ◆共 催 (一社)北那覇青色申告会

〈講座内容〉

1. 働き方改革関連法の法改正とは?
 - ①残業の上限規制(●時間以上は罰則)※残業の基礎から学ぼう!
 - ②年休5日の強制取得(罰則1人●万円)※年休の基礎から学ぼう!
 - ③中小企業60時間超残業単価50%(2023年)
 - ④労働時間把握義務(管理職も!)
 - ⑤フレックス・高度プロフェッショナル
 - ⑥産業医の機能強化
 - ⑦勤務間インターバル制度
 - ⑧正規・非正規労働者の不合理待遇差禁止(2020年)
2. 労務管理で企業は具体的に何をすべきか?
3. 「働き方改革」の助成金は?



〈講師略歴〉

堀下社会保険労務士事務所代表。慶應義塾大学卒業、明治安田生命、エッカ石油を経て浦添市で創業。自らも「働き方改革」を実践。顧問先約200社、職員数27名。

【著書】『労務管理の基礎のキソ』『労働トラブル55の秘策』『問題社員48手』(日本法令)
 『労務管理は負け裁判に学べ』『労務管理は負け裁判に学べ2』『就業規則の作り方、考え方』
 『ブラック企業VS問題社員』『女性活躍のための労務管理』『中小企業ができる「働き方改革」』
 (労働新聞社) 『人事・労務がまるごとわかる本』(日本実業出版)

◆◆お問い合わせ◆◆ (公社)北那覇法人会 事務局/那覇市真嘉比2-5-3 TEL884-4408 FAX887-0119

切取線

(公社)北那覇法人会行

2019年 月 日

「労務管理基礎講座」申込書

会社名 _____

TEL _____

住 所 _____

FAX _____

氏 名		

